

安城市道路ネットワーク検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、安城市（以下、「本市」という。）が安城市道路ネットワーク検討業務（以下、「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（１）業務名

安城市道路ネットワーク検討業務

（２）業務場所

市内一円

（３）業務内容

別紙「安城市道路ネットワーク検討業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（４）履行期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 2 4 日（月）まで

（５）委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

令和 6 年度 2 1, 0 0 0, 0 0 0 円

3 実施形式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式

4 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザル（以下、「本件」という。）に参加できる者は、次の参加資格要件を満たす者とする。

（１）法人に関すること

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 安城市契約規則第 5 条第 3 項に基づく競争入札参加資格名簿に掲載されていること。

ウ 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年を経過しない者及び参加表明の日から前６月以内に手形若しくは小切手の不渡りがないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この要領において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないこと。

（２）実績に関すること

過去（当該年度も含む）に官公庁の発注業務において、同種業務（道路ネットワークの調査・計画に関する業務）を元請として完了した実績を有すること。

５ 日程

日程は、次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和6年 10月10日（木）	公告日
10日（木）	参加表明書等・質問書 受付開始
10月18日（金）	質問書提出期限
23日（水）	質問書回答予定日
24日（木）	参加表明書提出期限
29日（火）	参加資格有無の通知
11月 7日（木）	企画提案書等提出期限
11月18日（月）	企画提案会（プレゼンテーション）
20日（水）	企画提案会（予備日）
11月下旬	プロポーザル結果公表予定 審査結果通知発送予定
11月下旬～12月上旬	仕様書詳細協議、契約締結

6 参加表明書等の提出

本件に参加しようとする者は次のとおり参加表明書等を提出すること。

（１）提出先 「14 各種書類の提出先」のとおりに

（２）提出書類

- | | |
|------------------|-----|
| ア 参加表明書（様式1） | 1 部 |
| イ 同種業務実績一覧（様式2） | 1 部 |
| ウ 業務実施体制図（様式3） | 1 部 |
| エ 配置技術者の経歴等（様式4） | 1 部 |

（３）提出期限

令和6年10月24日（木）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

（４）提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

ア 持参

受付期間内に提出するものとし、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに持参すること。

イ 郵送

受付期間内に必着するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

ウ メール

受付期間内に受信するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

(5) 参加資格有無の確認及び通知

参加表明書等を提出したすべての事業者に対して、令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）付でメールにて通知する。

7 質問の受付及び回答

本件に関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。なお、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

(1) 提出先 「1 4 各種書類の提出先」のとおり

(2) 提出書類 質問書（様式 5）

(3) 受付期間

令和 6 年 1 0 月 1 0 日（木）午前 9 時から令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）午後 5 時まで。また、提出期日については必着とする。

(4) 質問方法

質問書に必要事項を入力の上、電子メールに添付して提出することとし、電話での質問には応じないものとする。なお、電子メールを送信した際に、電話連絡すること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）（予定）までに市公式ウェブサイト随時掲載する。

8 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出先 「14 各種書類の提出先」のとおり

(2) 提出書類

企画提案書は下記のとおり。

	名称	様式
1	表紙	様式は任意。ただし、業務名・会社名を明記すること。
2	企画提案書	【技術提案テーマ】 本市の道路交通特性及び課題を把握するにあたり、道路交通センサスやパーソントリップ調査では、路線単位で大きく分割された広域的な特性や課題を把握することはできるが、道路周辺の都市の状況を勘案した詳細な混雑状況の把握や原因分析は難しいのが現状である。 そこで、将来のまちづくり構想を踏まえ、まちづくりと連動した詳細な原因分析及び課題把握のための手法について、過去に行った同種業務の経験も踏まえて提案するとともに、当該手法を用いた業務の実施手順を示すものとする。 ※様式は任意。ただし、以下の要件を満たすこと。 ・両面印刷（カラー）とし、A4判で作成すること。 ・文字サイズは10.5ポイント以上とする。 ・ページ番号を付記すること。 ・その他、業務内容は「仕様書」を参照すること。
3	見積書	税抜き（安城市契約規則様式第2を使用）

(3) 提出期限

令和6年11月7日（木）午後5時必着

(4) 提出方法 以下いずれかの方法で提出すること

ア 持参

受付期間内に提出するものとし、平日の午前8時30分から午後5時15分までに持参すること。

イ 郵送

受付期間内に必着するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

(5) 提出部数

各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー5部の計6部とする。(1部ずつフラットファイル等に綴じて提出すること)

9 企画提案会

(1) 日時

令和6年11月18日(月)

午前9時から午後5時のうち指定する時間

(令和6年11月20日(水):予備日)

(2) 場所 安城市役所

(3) 出席者

説明者は3名以内とし、本業務を実際に行う業務担当者を主とすること。

(4) 発表時間(目安) ※実際の時間構成は別途通知する。

準備 10分以内

注意事項 5分程度

プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 10分程度

片付け 5分以内

(5) 留意事項

ア 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、追加資料の持込は不可とする。

イ 質疑に対する応答は、企画提案会内で応答し、持ち帰りは不可とする。

ウ プレゼンテーションについては、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いるスライドは、企画提案書提出時にCD-ROM等の電子媒体で提出するものとする。なお、動作不良を除く差し替えは認めない。

エ パソコン、スクリーン、プロジェクター及びプロジェクター接続コードは事務局が用意するが、その他機器については、必要に応じて各参加者が用意すること。

10 優先交渉権者の選定

提出された企画提案書及び企画提案会におけるプレゼンテーションについて、以下のとおり審査を実施し、優先交渉権者を決定する。

(1) 審査委員会

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、選定委員会において審査する。審査委員会に属する委員は、企画提案会及びその審査に参加し、最も適切に本業務を実施できる者を選定する。

(2) 審査基準 「別表 評価基準」のとおり

ア 「別表 評価基準」に基づき、評価項目ごとに選定委員が企画提案書及び企画提案会の発表内容にて審査を行う。

イ 企画提案会後の選定委員会にて、各選定委員の「別表 評価基準」の点数の合計が高い者から順位をつけ、第1位と判定した委員を最も多く獲得した者を優先交渉権者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。

ウ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

エ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

オ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点者とはならないものとする。

カ 提案者が1者の場合であっても企画提案会を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果

ア 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者にメールで通知する。

イ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

ウ 審査経過、及び審査結果に関する質問は受け付けないこととする。

1 1 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 企画提案書作成のための仕様書等を示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が委託料上限額を上回った場合

1 2 契約

- (1) 契約内容の詳細については、発注者と受注者（優先交渉権者）により別途協議の上で決定する。なお、契約内容の解釈で発注者と受注者との間で疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上で決定する。
- (2) 委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、新たに仕様書の確定を行うものとする。なお、この仕様書の内容は、「仕様書」及び「企画提案書」の内容を基本とするが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

1 3 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。
- (3) 決定した事業者の提案に係る著作権は発注者に帰属する。
- (4) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (5) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（任意様式、市公式ウェブサイト入札の広場の入札契約関係書式集参照）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (6) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49

号) 第 6 条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第 7 条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第 7 条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

(7) 提出された書類は、返却しないものとする。

1 4 各種書類の提出先

安城市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画係

住所：〒446-8501 安城市桜町18番23号（北庁舎4階87番窓口）

電話：0566-71-2243

F A X：0566-76-0066

電子メールアドレス：toshikei@city.anjo.lg.jp